

バス車両のバリアフリー化について (令和2年3月末現在)

○乗合バス車両

【バリアフリー化の目標】

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、乗合バス車両(現時点においては、総車両数約6万台)については、「総車両数約6万台から乗合バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両(以下「適用除外認定車両」という。)約1万台を除いた約5万台のうち、約70%に当たる約3万5千台について、令和2年度までに、ノンステップバスとする。」とされている。

(単位:台)

区分	ノンステップバス (注1)			対象 車両数 (注4)	リフト付バス又はスロープ付バス (注2)			適用除外認 定車両数 (注5)
	車両数	割合比	指数(注3)		車両数	割合比	指数(注4)	
平成22年度末	16,534	35.5%	100.0	46,555	379	3.0%	100.0	12,640
平成23年度末	17,661	38.4%	106.8	46,025	438	3.3%	115.6	13,075
平成24年度末	18,672	41.0%	112.9	45,495	485	3.6%	128.0	13,499
平成25年度末	19,883	43.9%	120.3	45,329	559	3.9%	147.5	14,488
平成26年度末	21,074	47.0%	127.5	44,874	856	5.7%	225.9	15,105
平成27年度末	22,665	50.1%	137.1	45,228	895	5.9%	236.1	15,124
平成28年度末	24,241	53.3%	146.6	45,467	868	5.8%	237.7	14,962
平成29年度末	26,002	56.0%	157.3	46,406	730	5.2%	192.6	14,116
平成30年度末	27,574	58.8%	166.8	46,872	696	5.1%	183.6	13,530
令和元年度末	29,373	61.2%	177.7	48,025	746	5.5%	196.8	13,517

- (注1) 「ノンステップバス」は床面の地上面からの高さが概ね30cm以下であって、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合するバスをいう。
- (注2) 「リフト付バス又はスロープ付バス」は、中扉に設けられたリフト又はスロープを使って、主に車いす使用者の乗降を円滑に行うことができるバスをいう。
- (注3) 「指数」は、移動等円滑化の促進に関する基本方針が改正された平成22年度末を100とする。
- (注4) 「対象車両数」は、乗合バスの総車両数から適用除外認定車両(注5)を除いた数とする。
- (注5) 「適用除外認定車両」は、構造又は運行の態様によりバリアフリー法の規定によらない特別の事由があると認定したバスをいう。

○貸切バス車両

【バリアフリー化の目標】

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、貸切バス車両については、「令和2年度までに、約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する。」とされている。

(単位:台)

区分	計	バリアフリー化対応車両			
		ノンステップバス	リフト付きバス	スロープ付きバス	その他の車両
平成30年度末	1,013	266	343	197	207
令和元年度末	1,081	252	385	200	244

バスターミナルのバリアフリー化について

(令和2年3月末現在)

【バリアフリー化の目標】

バスターミナルについては、「1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上であるバスターミナルについては、令和2年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。」とされている。

バスターミナルの段差への対応施設数

区分	項目	総施設数	1日当たりの利用者数が3千人以上の施設	段差が解消されている施設数 (移動円滑化基準第4条に適合)	
				3千人以上の施設数	3千人以上の施設に対する割合(%)
	平成23年度	158	51	84	80.4%
	平成24年度	155	52	85	82.7%
	平成25年度	154	50	87	82.0%
	平成26年度	150	49	86	83.7%
	平成27年度	150	48	87	89.6%
	平成28年度	146	46	85	91.3%
	平成29年度	140	47	82	93.6%
	平成30年度	136	47	83	93.6%
	令和元年度	136	41	84	95.1%

(注)バスターミナルとは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルであり、旅客の乗降のため事業用自動車を同時に2両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他の一般交通の用に供する場所を停留所として使用するもの以外のものである。

【参考】バスターミナルのエレベータ・エスカレータ設置施設数

区分	1日当たりの利用者数が3千人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設	エレベータを設置している施設数		エスカレータを設置している施設数	
		施設数	割合(%)	施設数	割合(%)
平成30年度末	9	8	88.9%	7	77.8%
令和元年度末	7	7	100.0%	6	85.7%

(注)1日当たりの利用者数が3千人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設に対するエレベータ、エスカレータのいずれか、又はその両方を設置している施設の割合は100%である。

福祉タクシー車両の導入状況について

(令和2年3月末現在)

【バリアフリー化の目標】

タクシー車両については、「令和2年度までに、約4万4千台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入する。」とされている。

※福祉タクシーとは、道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいう。

(単位:台)

区分	寝台専用車 (注2)	車椅子専用車 (注3)	兼用車 (注4)	回転シート等 (注5)	計 (注1、注6)
平成22年度末	526 (19)	8,696 (4,416)	2,259 (110)	775 (170)	12,256 (4,715)
平成23年度末	549 (28)	9,437 (4,899)	2,417 (110)	696 (167)	13,099 (5,204)
平成24年度末	534 (31)	10,177 (5,286)	2,493 (83)	652 (146)	13,856 (5,546)
平成25年度末	520 (38)	10,304 (5,351)	2,572 (88)	582 (148)	13,978 (5,625)
平成26年度末	499 (42)	11,032 (5,515)	2,568 (75)	545 (133)	14,644 (5,765)
平成27年度末	507 (52)	11,212 (5,660)	2,810 (115)	497 (124)	15,026 (5,951)
平成28年度末	526 (56)	11,253 (5,620)	2,889 (101)	460 (119)	15,128 (5,896)
平成29年度末	530 (64)	16,277 (5,404)	2,876 (114)	430 (116)	20,113 (5,698)
平成30年度末	484 (67)	24,893 (4,954) {12,533}	2,799 (90)	426 (120)	28,602 (5,231) {12,533}
令和元年度末	855 (234)	32,638 (4,939) {21,736}	3,113 (83)	458 (107)	37,064 (5,363) {21,736}

(注1) ()内は軽自動車、{ }内はユニバーサルデザインタクシーで内数である。

(注2) 「寝台専用車」は、寝台を使用している者のみを輸送することができる車両のことをいう。

(注3) 「車椅子専用車」は、車椅子使用者のみを輸送することができる車両のことをいう。

(注4) 「兼用車」は、寝台を使用している者及び車椅子使用者のいずれも輸送することができる車両のことをいう。

(注5) 「回転シート等」は、座席が回転等することにより、高齢者、障害者等が円滑に乗降することが可能な車両のことをいう。

(注6) 本集計の車両数については、基本方針の対象となる福祉タクシー車両についてのみ計上している。